

青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する
基準を定める条例等の一部改正について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）等の一部改正に伴い、下記のとおり市の関係条例について、所要の規定の整備を行いました。

記

1 改正する条例

- (1) 青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例
- (2) 青梅市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- (3) 青梅市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (4) 青梅市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

2 改正の内容

(1) 高齢者虐待防止の推進 （3年間の経過措置）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備、研修の実施等を全ての介護事業者に義務付ける規定を、事業の基本方針または一般原則に加える。（2（1）～（4）関係）

(2) 感染症や災害への対応力強化

ア 感染症の予防およびまん延等の防止のための措置を義務付ける規定を追加する。（2（1）～（4）関係） （3年間の経過措置）

イ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制の構築のため、業務継続計画の策定等を義務付ける規定を追加する。（2（1）～（4）関係） （3年間の経過措置）

ウ 通所系および居住系のサービスにかかる事業者に対し、災害への対応において地域と連携した対応を強化するため、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携努力を義務付ける規定を追加する。（2（2）・2（4）関係）

(3) 地域包括ケアシステムの推進

ア 通所系、多機能系および居住系のサービスにかかる事業者に対し、認知症への対応力の向上を推進するため、無資格者への認知症介護基礎研修受講を義務付ける規定を追加する。(2(2)・2(4)関係)

(3年間の経過措置)

イ 居宅介護支援について、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るため、前6月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合および当該サービスの同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者への説明を義務付ける。(2(1)関係)

ウ 地域の特性に応じた認知症グループホームの整備および提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。(2(2)・2(4)関係)

(4) 自立支援および重度化防止の取組の推進

介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進するため、全ての事業者に、介護保険関連情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進を推奨する規定を追加する。(2(1)～(4)関係)

(5) 介護人材の確保・介護現場の革新

ア 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化するために、必要な措置を講ずることを義務付ける規定を追加する。(2(1)～(4)関係)

イ 認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から夜勤職員および計画作成担当者について、一定の条件下において配置基準を緩和する。(2(2)・2(4)関係)

ウ 認知症対応型通所介護において、事業所の管理上支障がない場合における管理者の配置基準を緩和する。(2(2)・2(4)関係)

エ 事業所で行う各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話装置等を活用して行うことができる規定を追加する。(2(1)～(4)関係)

オ 認知症グループホームにおける業務効率化の観点から運営推進会議における評価をもって外部評価とすることができるものとする。(2(2)・2(4)関係)

カ 事業者において、諸記録の保存、交付等および利用者への説明、

同意等を書面により行うものとされているものについて、電磁的記録により行うことができる規定を追加する。(2(1)～(4)関係)

キ 事業所に掲示すべき運営規程等の重要事項について、自由な閲覧を可能とすることにより、掲示に代えることができる規定を追加する。(2(1)～(4)関係)

(6) 制度の安定性・持続可能性の確保 (令和3年10月1日施行)

居宅介護支援について、平成30年度に導入された生活援助の訪問回数が多い利用者の検証の仕組みについて、ケアマネジャーや市の事務負担に配慮して、効率的な点検・検証の仕組みに見直す。(2(1)関係)

(7) その他所要の規定の整備 (地域密着型特養における栄養管理や口腔衛生管理、事故発生の防止および発生時の対応で3年間の経過措置)

3 新旧対照表

「別紙1」のとおり。

4 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日(3(6)の改正規定は、令和3年10月1日)

(2) 経過措置

この条例の施行に伴い、事業者が講ずべき各措置の実施について、3年間の移行期間等を設ける。(3(1)、3(2)アおよびイ、3(3)ア、3(7)の一部)

5 その他

都指定の事業所については、厚生労働省のホームページ「令和3年度介護報酬改定」についての、「指定居宅サービスサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)を参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

6 問合せ先

青梅市健康福祉部介護保険課介護保険管理係 小林(内線2121)
以上